



「富士市部活動地域連携・地域移行（地域展開）推進に関する基本方針」（案）」の  
パブリック・コメントに対する意見及び回答（市民からの意見）

反映結果の項目は、「1 反映する」、「2 既に盛り込み済み」、「3 今後の参考にするもの」、「4 反映できないもの」、「5 その他（案件とは無関係な意見等）」の5区分

No.	意見の内容	市教委の考え方	反映結果
1	<p>【パブリック・コメント「目的記載」の不備について及び説明責任と透明性確保のための再手続の要請】</p> <p>本件「富士市部活動地域連携・地域移行（地域展開）推進に関する基本方針（案）」に係るパブリック・コメント募集に関して、次の3点で重大な懸念がございます。</p> <p>それらは、市民に対する説明責任および透明性の欠如に起因するものであり、本案の再手続を強く求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 募集ページにおける「目的」の記載内容</li> <li>2. 基本方針（案）における「目的」の構造</li> <li>3. パブリック・コメント後の決定スケジュール</li> </ol> <p>のいずれにおいても、市民に対する説明責任および透明性の観点から不十分であり、富士市パブリック・コメント制度実施要綱第1条が掲げる目的（市民への説明責任の徹底・行政運営の透明性の確保）に照らして重大な懸念があります。</p> <p>よって、「目的の明示」と「手続スケジュールの再検討」を行ったうえで、改めてパブリック・コメントを実施すべきです。</p> <p>1 パブリック・コメント募集ページの「目的」記載の問題</p> <p>現在の募集ページでは、パブリック・コメント募集の「目的」として、「子どものニーズに応える」「スポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる機会の確保」が前面に掲げられています。しかし、これは『子どもを前面に置いた一面的説明』であり、以下の政策背景が全く示されていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子化に伴う部活動環境の変化</li> <li>・ 教職員の長時間労働の是正（働き方改革）</li> <li>・ 国のガイドラインに基づく「部活動の地域移行」の政策的誘導</li> <li>・ 財政負担・人的資源制約の中での行政とし</li> </ul>		

での選択

これらは、協議会資料・議事録、国・県の通知等に繰り返し示されている『本件の出発点』であり、本来は市民が意見形成するうえで欠かせない情報です。本来の最大目的でありながら、募集目的に記されていないことは、説明責任が十分に果たされていないと考えます。

2 「基本方針（案）」側の構造的な問題  
基本方針（案）は「現状と課題」から始まり、「基本方針の目的」という独立した項目が存在しません。

- ・部活動の現状
- ・少子化・教員負担
- ・国の改革方針

等は列挙されているものの、富士市として「なぜ地域移行を行うのか」という政策目的が条文化されていないという欠陥があります。

一方で、パブリック・コメント募集ページでは依然として「子どものニーズ」「機会の確保」のみが説明されているため、市民は「なぜ今、地域移行が必要なのか」「どのような不利益や負担が生じ得るのか」を判断できません。結果として、行政側の背景（労務問題、財政制約、国ガイドラインとの整合性）を覆い隠した構図となっており、説明責任・透明性の観点から重大な問題があります。

3 パブリック・コメント制度実施要綱との関係（制度的・法的観点）

富士市パブリック・コメント制度実施要綱第1条で、

- ・市民参画の機会保障
- ・説明責任の徹底
- ・行政運営の透明性

を制度の目的として掲げています。

また、第2条では、「策定案の公表 → 意見募集 → 意思決定」の過程において、市民が判断できる材料を提示する義務が導かれています。

しかし現状は、

- ・募集ページの目的から背景情報が欠落
- ・基本方針側にも政策目的の条文化が存在しない

という構造であり、市民に判断材料が十分提供されている状態とは言えません。これは、要綱第1条が求める説明責任・透明性に反する恐れが極めて高いと考えます。

<p>4 パブリック・コメント後のスケジュールと「形だけの参加」に終わる危険性 事務局は以下のスケジュールを想定していると理解しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年12月1日～令和8年1月5日：パブリック・コメント実施</li> <li>・令和8年2月：最終協議会にて取りまとめ</li> <li>・令和8年3月：基本方針決定・公表</li> </ul> <p>しかし、本件指摘は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「目的記載」そのものへの疑義</li> <li>・基本方針（案）の構造上の欠陥（目的条文の不存在）</li> </ul> <p>という、パブリック・コメント手続自体の前提条件に対する指摘であり、「軽微な修正」で済む性質のものではありません。にもかかわらず、予定どおり3月決定に突き進むことは、『意見募集は形式だけで、実質的な市民参画は行われなかった』と評価されかねず、要綱第1条の趣旨に反します。またパブリック・コメントは「全国誰でも意見提出可能」である制度であり、特定の中学生保護者だけが理解すればよいという性質のものではありません。</p> <p>5 求める対応（具体的要請） 以上を踏まえ、以下の対応を求めます。</p> <p>① 募集ページの「目的」欄を再記載すること 「子どものニーズ」だけでなく、次を明示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化による部活動環境の変化</li> <li>・教職員の長時間労働是正</li> <li>・国ガイドラインによる地域移行要請</li> <li>・財政・人的制約の中での行政としての選択</li> </ul> <p>② 基本方針（案）に「本方針の目的」項を新設し、条文化すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市として何を最優先目的とするのか</li> <li>・教育的意義と労務負担軽減の関係</li> <li>・子ども・保護者・地域・教職員の利害調整（負担のバランス）</li> <li>・後の検証可能性</li> </ul> <p>③ パブリック・コメントのスケジュールを再検討すること 目的記載・方針案が不十分な現状で手続を進めるのではなく、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的記載を修正</li> <li>・基本方針（案）を必要に応じ改訂</li> <li>・そのうえで改めてパブリック・コメントを実施という手順が、要綱の趣旨（市民参画・</li> </ul>	<p>5</p> <p>① 本件の検討に当たっては、「少子化に伴う部活動環境の変化」「教職員の長時間労働の是正」「国のガイドラインに基づく部活動の地域移行の推進」といった要素が背景となっていることは事実であり、これらはこれまでの協議会資料等にも示してきたところです。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、募集ページの記載内容について、上記の背景が適切に理解できるように、必要な見直しを検討します。</p> <p>② 本方針案は条例や規則とは異なり、行政としての「考え方」「方向性」を示す文書として整理しています。そのため、法令文書のような条文化ではなく、「背景・方針・具体」の構成で示しており、独立した「目的条文」は設けていません。しかしながら、目的の明確化が読み手の理解には重要であると認識しています。いただいた指摘は今後の制度周知に係る文書改善の参考とします。</p> <p>③ パブリック・コメント制度実施要綱との関係について、制度目的である市民参画・説明責任・透明性の観点から、募集ペー</p>	<p>3</p> <p>3</p> <p>3</p>
---	---	----------------------------

	<p>説明責任・透明性)に沿うと考えます。</p> <p>6 結び</p> <p>本意見は、本方針(案)そのものの“賛否”ではなく、『市民が意見形成できるだけの情報と、筋の通った目的説明が示されているか』という、パブリック・コメント制度の根幹に関わる問題提起です。「基本方針」が令和8年3月に決定されれば、その後の具体的な運用は教育委員会に委ねられ、市民の影響力は現実的に限定的にならざるを得ません。このままでは、市民参画は形骸化し、パブリック・コメント本来の目的が損なわれるおそれがあります。</p> <p>したがって、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的の率直な明示</li> <li>・背景事情の共有</li> <li>・スケジュールの慎重な再検討</li> </ul> <p>は不可欠であり、再度パブリック・コメントを実施することを強く求めます。以上について、総括的解答ではなく、個別具体的な解答を求めます。</p>	<p>ジの記載内容や手続の進め方に課題があるのではないかと御指摘を受け、真摯に受け止めています。</p> <p>現行の募集ページにおいて、本方針の目的及び背景事情等が十分に示されていないのご意見については、必要な情報提供のあり方を検討する際の参考とさせていただきます。また、基本方針(案)についても、政策目的の示し方を含め、表現の分かりやすさに留意する必要があると認識しています。</p> <p>一方で、パブリック・コメントの実施時期や手続の進め方については、本市としての全体スケジュールや関連施策との調整を踏まえて判断しているところです。基本方針の決定時期を示しているのは、国の動向や関係団体との調整、今後の予算編成・体制整備のスケジュールを踏まえ、全体の移行プロセスを市民の皆様にお知らせするためのものです。国は令和8年度からを改革前期としており、あらかじめ時期を明示することにより、今後の見通しを共有することを目的としております。</p>	
2	<p>基本方針「令和8年3月決定・公表」の根拠提示の要請</p> <p>本件パブリック・コメント募集と併行して、基本方針の「令和8年3月決定・公表」が前提として示されています(基本方針表紙の年月記載による)。</p> <p>各種資料から、行政側の想定スケジュールは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. パブリック・コメント募集期間：令和7年12月1日～令和8年1月5日</li> <li>2. 令和8年2月頃 協議会開催</li> <li>3. 同年3月 基本方針決定・公表であると受け止めています。しかし、第6回協議会議事録(7頁)には、事務局より「本協議会終了後、議会説明・部長会議を経て、年末から年始にかけてパブリック・コメントを実施する」との発言が記載されています。</li> </ol> <p>この発言内容からは、パブリック・コメントが実施されることは確認できていますが、その後続く基本方針の決定時期が、なぜ『令和8年3月』とあらかじめ固定されているのか、その具体的根拠について説明がありません。</p> <p>教育委員会は、本来政治的に独立した意思決定機関であり、パブリック・コメントは単な</p>		

	<p>る形式的手続ではなく、基本方針の内容や方向性に影響を及ぼし得る制度です。それにもかかわらず、募集時点で「令和8年3月決定・公表」が事実上既定路線として運用されているのであれば、市民参画は形骸化したものと受け取られかねません。</p> <p>ついては、次の点について明確に説明を求めます。</p> <p>① 基本方針を令和8年3月に決定・公表するとする具体的根拠（法令・制度・内部手続等）</p> <p>② パブリック・コメントの結果により、決定時期または内容を変更する余地があるのか否か</p> <p>なお、回答に当たっては、総括的・抽象的な説明ではなく、個別具体的な説明を求めます。</p>	<p>① 本市では、国及び県の部活動地域移行に関する方針や、令和8年度以降の学校現場での準備期間を確保する必要性を踏まえ、年度当初からの開始が望ましいと判断しています。このため、令和8年度当初に学校を含め関係機関へ明確な方針を提示できるよう、制度設計の進行管理上、令和8年3月までの決定を目安として設定しています。</p> <p>② パブリック・コメントは、本市の意思決定に反映させることを目的として実施するものであり、寄せられた意見の内容によっては、基本方針の記載内容の見直しを行う場合があります。今後検討させていただきます。</p>	<p>3</p> <p>3</p>
<p>3</p>	<p>本基本方針（案）は、富士市における中学校部活動の地域移行を進めるにあたり、今後の制度設計および運用の前提条件を定める、極めて重要な指針であると認識しています。基本方針は、個別具体的な運用を直ちに確定する文書ではないとしても、「制度の方向性・前提・判断基準を固定する文書」であり、その内容は市民の将来的な選択肢や負担構造に直接影響を及ぼします。</p> <p>そのため、市民がパブリック・コメントとして実効性のある意見を述べるためには、「判断に必要な基本的情報が一定程度提示されていること」が不可欠です。以下、本基本方針（案）について、現段階では整理が不十分と考えられる点を中心に、制度改善の観点から意見を述べます。</p> <p>1. 教職員の働き方に関する位置付けの整合性について</p> <p>【現状の整理】</p> <p>本基本方針（案）5 ページでは、部活動が教職員にとって大きな負担となっていることを背景に、地域移行の必要性が説明されています。一方で、協議会資料（認定要件）においては、地域クラブ認定の効果として「希望する教職員の兼職兼業」が挙げられていま</p>		

<p>す。この二つの記載は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の負担軽減を主目的とする説明</li> <li>・教員の関与を制度的メリットとして位置付ける説明</li> </ul> <p>が並立しており、制度として目指す方向性が市民にとって「不透明」な状況を生んでいます。</p> <p>【要請】</p> <p>教員の関与を前提とするのであれば、その範囲・任意性・報酬の考え方を整理し、負担軽減を主目的とするのであれば、教員関与を制度的な効果として掲げる妥当性について、基本方針段階での明確な説明を求めます。</p> <p>2. 教職員関与を「制度上のメリット」と位置付けることと受益者負担の関係について</p> <p>【現状の整理】</p> <p>本基本方針（案）および協議会資料においては、地域クラブ認定の効果として「希望する教職員の兼職兼業」がメリットの一つとして位置付けられています。一方、地域クラブ活動は、参加費等の受益者負担を原則とする運営形態であることが示されており、教職員が地域クラブに関与する場合、その報酬原資は、少なくとも一部は保護者負担に由来する構造となることが想定されます。この点について、教職員の働き方改革を目的として地域移行を進める一方で、その制度的効果として新たな収入機会を明示的にメリットとして掲げることは、受益者負担との関係において慎重な説明が求められる論点です。</p> <p>【要請】</p> <p>教職員の兼職兼業を制度上の「メリット」として位置付けるのであれば、その報酬原資が受益者負担に含まれることを前提とし、今後の制度運用における指針を明示することが保護者に対する説明責任であると考えます。</p> <p>3. 受益者負担構造と「年間総費用モデル」の提示について</p> <p>【現状の整理】</p> <p>本基本方針（案）では、「参加費は可能な限り低廉に設定する」とされていますが、参加費・保険料・大会費・備品費・移動費等を含めた「年間総費用モデル」は示されていません。現在の保護者負担金額よりも実質的な増加が予見される中で、総費用の目安が示されないままでは、市民は家計への影響を具体的に判断することができず、意見形成が抽象的なものにならざるを得ません。</p>	<p>1 学校部活動の現状として教職員の負担が大きいことは、本市としても課題と認識しています。認定地域クラブへの教職員の兼職兼業については、あくまで指導を希望する教職員が、任意で携わることができる選択肢として位置付けているもので、教員負担軽減の取組と矛盾するものではありません。関与の範囲や報酬の考え方については、関係法令との整合を確認しながら、整理していきます。</p> <p>2 地域クラブに教職員が関与する場合、その財源は基本的に受益者負担となりますが、地域企業等の支援により補填される可能性もあります。市としては、参加費が過度にならないよう留意しつつ、報酬水準を整理していきます。</p>	<p>3</p> <p>3</p>
---	--	-------------------

<p><b>【要請】</b> 標準的な活動を想定した年間総費用モデルの考え方、および市による公的負担と受益者負担の関係性について、指針となる数値を明示してください。個別具体的運用段階での「予想以上の負担増加」による困惑を避けるための整理を強く求めます。</p> <p>4. 「非営利」概念と運営原価の整理について</p>	<p>3 現段階では、地域展開できる種目・活動から地域展開し、種目ごとの活動内容、用具等、既存団体の体制等が大きく異なるため、金額は明示できません。金額設定については検討中です。参加費の目安や市の支援等に関する考え方については、市民が事前に判断できるように、今後整理を進めていき、可能な限り明らかにしていきます。</p>	<p>3</p>
<p><b>【現状の整理】</b> 事務局からは「非営利であるため低廉」との説明がなされていますが、非営利組織であっても運営継続のためには人件費・施設管理費・事務局経費等の「原価」が発生します。どの費用を原価として認め、どのように参加費に反映させるのかが示されなければ、非営利性そのものが負担の妥当性を担保するとは言えません。</p>	<p>4 非営利であっても運営に必要な費用が発生することは認識しています。認定要件の策定に当たっては、参加費が妥当な範囲に収まるよう、必要な仕組みの整理を進めます。一方で、地域クラブの活動内容、規模が多様であり、必要となる費用が大きく異なることや市が一律に費用を定めるのではなく、各クラブの実態に応じた柔軟な設計が必要であることから、現時点（基本方針段階）では、具体的な費用項目や参加費の算定方法を示すことは困難です。</p>	<p>3</p>
<p><b>【要請】</b> 運営原価として想定される費用項目の整理と、非営利性が参加費抑制にどのように機能するのか、その具体的な仕組みを基本方針段階で示すことを要請します。</p> <p>5. 認定クラブと既存民間クラブとの差異について</p>	<p>5 認定地域クラブについては、教育的観点からの配慮及び参加費の低廉化を求めます。一方、競技運営上必要となる実費は発生します。種目ごとの費用面にどのような差異が生じるかについては、認定要件や市の支援内容の整理が進んだ段階で、可能な限り提示していきます。既存の民間クラブにおいては、活動頻度・サービス内容が多様であり、費用設定は民間クラブが行い、市が設定するものではありません。</p>	<p>3</p>
<p><b>【現状の整理】</b> 認定クラブには教育的配慮や低廉な参加費が求められる一方、用具・ユニフォーム・大会参加費等の実費負担については、既存の民間活動と同様の負担が生じ得ることも示されています。制度上の差異がある以上、費用面での実質的な違いも明示されなければ、市民は適切な選択判断を行えません。</p>	<p>5 認定地域クラブについては、教育的観点からの配慮及び参加費の低廉化を求めます。一方、競技運営上必要となる実費は発生します。種目ごとの費用面にどのような差異が生じるかについては、認定要件や市の支援内容の整理が進んだ段階で、可能な限り提示していきます。既存の民間クラブにおいては、活動頻度・サービス内容が多様であり、費用設定は民間クラブが行い、市が設定するものではありません。</p>	<p>3</p>
<p><b>【要請】</b> 既存民間クラブと認定クラブにおける、生徒・保護者の経済的負担の違いについて、考え方を整理して提示してください。</p>	<p>5 認定地域クラブについては、教育的観点からの配慮及び参加費の低廉化を求めます。一方、競技運営上必要となる実費は発生します。種目ごとの費用面にどのような差異が生じるかについては、認定要件や市の支援内容の整理が進んだ段階で、可能な限り提示していきます。既存の民間クラブにおいては、活動頻度・サービス内容が多様であり、費用設定は民間クラブが行い、市が設定するものではありません。</p>	<p>3</p>
<p>6. 認定権限と人材関与・費用原資の整理について</p> <p><b>【現状の整理】</b> 教育委員会は認定権限を有し、認定団体には教職員（現職・退職者）が関与し得る制度設計となっています。一方で、当該人材に係る報酬原資の公費・受益者負担の区分が示されていません。認定権限・人材関与・費用負担の関係は、制度の透明性確保の観点から、基本方針段階で整理されるべきガバナンス</p>	<p>5 認定地域クラブについては、教育的観点からの配慮及び参加費の低廉化を求めます。一方、競技運営上必要となる実費は発生します。種目ごとの費用面にどのような差異が生じるかについては、認定要件や市の支援内容の整理が進んだ段階で、可能な限り提示していきます。既存の民間クラブにおいては、活動頻度・サービス内容が多様であり、費用設定は民間クラブが行い、市が設定するものではありません。</p>	<p>3</p>

	<p>上の論点と考えます。</p> <p>【要請】 人材関与と報酬原資の考え方について、利害関係の透明性を確保するための整理方針を示してください。</p> <p>【結び（市民判断の前提として）】 以上の通り、本基本方針（案）には、制度の前提を固定する文書として看過できない未整理・矛盾点が複数存在します。事務局は、受益者負担の目安や認定基準の詳細について、「今後整理していく」「基本方針に基づき別途定める」といった説明を繰り返していますが、これは本方針の決定後、市民による関与余地が事実上消失することを鑑みれば、市民参画の機会を形骸化させるものと言わざるを得ません。</p>	<p>6 認定団体と教職員関与の関係性については、利害関係の透明性を確保することが重要であると認識しています。報酬支払い方法、公費と受益者負担の区分、人材関与の条件等については、認定要件において整理できるよう検討していきます。</p>	3
4	<p>全ての部活動を地域に移行するのではなく中学の先生でも指導したい方もいると思います。そういった中学はそのまま存続させるべきではないでしょうか。</p>	<p>部活動の地域移行は、全ての部活動を一律に地域へ移すことを前提とするのではなく、学校の状況、地域の受け皿の状況、教職員の意向等を踏まえて、段階的に進めることが必要であると認識しています。しかしながら、本市においては、学校や生徒数によって、子どもたちの活動が左右されないよう、活動環境が整備された種目・活動ごと地域移行していきます。</p> <p>教職員が地域クラブで指導を希望する場合は、教職員の負担軽減や働き方改革の趣旨を踏まえた活動も可能です。地域移行の目的や地域の実情を踏まえつつ、生徒にとって最適な活動環境を確保できるよう、引き続き検討していきます。当面、地域移行ができない種目については、部活動が存在します。</p>	2
5	<p>基本方針に対する意見ということで、少しズレた内容かもしれませんが、デジタル、パソコン関係の部活？が多すぎるような気がしました。授業でもデジタル漬け、家でもスマホやデジタルを使用する時間が年齢と共に多くなる中、デジタルデトックスの時間を意識して作っていかないと、取り返しのつかないことになると思います。現代最強のドラッグとも言われているデジタル機器です。他国では、デジタル媒体から紙媒体に戻した国も増えてきています。推進しまくるのではなく、使用時間を考えて欲しいです。目だけでなく、脳も慢性疲労を起こします。精神を病む子が増えるだろうと思いますし、デジタルに依存し、それがないと何もできない大人、自分で思考できない大人を作り上げることになると危惧します。</p>	<p>デジタル機器の長時間利用による心身への影響についてのご懸念は、本市としても重要な視点であると認識しています。デジタル分野の活動は生徒の興味関心の多様化に対応するための選択肢として位置付けていますが、同時に、デジタル機器の適切な利用時間や、生徒の健康への配慮が必要であることも認識しています。</p> <p>部活動においても、生徒の健康面に配慮しながら、活動時間や内容について適切に運営されるよう、学校や関係者と連携してまいります。</p>	5

6	<p>基本方針（案）(2)「教員の働き方への影響」においては、これまで教員が部活動指導を担ってきたことによる時間外勤務の増加、休日勤務、危機管理対応、専門外種目の指導負担等が列挙され、教員にとって部活動が大きな負担となっている現状が示されています。しかしながら、当該記載は、教員の負担の実態を示すことに主眼が置かれており、『なぜそのような状態が長年にわたり是正されてこなかったのか』すなわち、過去の部活動運営における行政の管理・統治の在り方についての整理や検証が示されていません。</p> <p>その結果、本基本方針（案）における(2)の記載は、教員の負担という結果のみを前提として制度転換の必要性を説明する構成となっており、『行政の管理責任（ガバナンス）の検証』を経ないまま、部活動運営に関する責任の主体のみを外部へ移転させる「論理構成」となっているように読み取れます。特に、どの主体が、どの判断により、どの課題を認識しながら、なぜ改善に至らなかったのかという点が整理されていないことは、『制度転換の妥当性を市民が理解する上で重要』な論点であると考えます。</p> <p>制度の見直し自体を否定するものではありませんが、教員の負担軽減という結果論の提示にとどまるのではなく、これまでの部活動運営における行政の関与、判断、管理の在り方について、少なくとも基本方針（案）の中で整理の方向性が示されるべきです。</p> <p>【結び】</p> <p>繰り返しになりますが、本件パブリック・コメントは、『基本方針（案）を市民として深く理解する過程において生じた論点』を整理し、意見として提示するものです。</p>	<p>これまで教職員の部活動指導が長時間勤務の一因となってきた経緯については、本市だけでなく全国的な学校運営の構造的課題として指摘されてきたものです。</p> <p>本基本方針（案）では、まず現状の課題を示すことに主眼を置いて記載しておりますが、これまでの部活動運営の在り方や行政の関与等について検証が必要であるという御意見は重要な視点として受け止めます。</p> <p>本市としては、国のガイドラインに準拠したガイドラインの整備、働き方改革の動向や学校現場の実態を踏まえ、これまで改善に向けた取組を進めてきました。しかしながら、十分な成果が得られていない点も含め、引き続き検討が必要であると認識しています。</p> <p>今回の地域移行は、教職員の負担軽減のみを目的とするものではなく、生徒にとって望ましい活動環境の確保と持続可能な運営体制の構築を図る観点から進めるものです。</p>	3
7	<p>【教職員の「地域指導」における法的性格の矛盾と、働き方改革との整合性について】</p> <p>基本方針「(2) 教員の働き方への影響」では、部活動が教職員にとって精神的・時間的に大きな負担となっており、長時間勤務の主要因であることが明示されている。教職員が恒常的に余裕のない勤務実態に置かれているという行政自身の認識である。</p> <p>その一方で、「地域クラブの指導者として活動したいという教員については、引き続き指導者として活躍できる「新たな仕組みの構築を検討している」と記載されており、両者の記述は制度上、明確な緊張関係にあり「論理破綻」と考える。</p> <p>新たな「仕組み構築」をする事により、学校</p>		

	<p>教育の外側で教職員が「指導報酬（アルバイト料）」を得る仕組みを、保護者の「受益者負担（参加費）」によって支える構造は、公教育の建前を借りた不当な二重報酬の疑いがあり、認めることはできない。</p> <p>①行政自ら「多忙が主因」と認めておきながら、看板を地域クラブに掛け替えるだけで教員を現場に留め置くことは、ガバナンス（統治・管理）の放棄である。</p> <p>②給特法による「教職調整額（見なし残業代）」が現行法令で担保されている中で、さらに保護者から直接報酬を徴収する仕組みは、法令の趣旨を逸脱し、教育の機会均等を歪める恐れがある。</p> <p>当該関与が学校教育の一環であるならば、職務としての位置付け・責任範囲・報酬の扱いを制度上明示する必要があります。（基本指針には一目で市民が理解可能な文言がない）一方、教育の一環でないのであれば、教職員の関与を制度の前提条件とすること自体が不適切です。</p> <p>③これは「働き方改革」ではなく、単に「行政が負うべき人件費と責任を市民に転嫁しただけの副業推奨」に過ぎない。</p> <p>については、以下の点を要請する。</p> <p>ア. 本意見の趣旨を要約・簡略化することなく、提示された論点（法的位置付け・ガバナンス・受益者負担・認定制度の整合性）に正面から回答すること。</p> <p>イ. 回答に際しては、「今後検討する」「ご意見として承る」といった論点のすり替えや抽象化による整理を行わず、本意見が指摘する具体的な制度上の問題点が、現行方針においてどのように整理されているのか、又は整理されていないのかを明示すること。</p> <p>ウ. 本基本方針（案）が前提としている政策判断（誰が責任を負い、誰が費用を負担するのか）について、行政としての明確な見解を示すこと。</p> <p>エ. 本意見は、方針決定後の運用段階ではなく、方針決定前の現段階においてこそ説明されるべき政策論点であり、これを要約処理によって曖昧化することは、市民意見募集制度の趣旨に反するものと考える。</p>	<p>① 認定地域クラブでの教職員の指導は、学校の職務としてではなく、任意の兼職兼業としての位置付けと整理を進めています。したがって、学校教育活動とは区別され、法令上の職務義務や責任とは異なる扱いとなります。</p> <p>教職員の負担軽減が必要であるという認識に変わりはありません。兼職兼業を可能とする仕組みは、負担を前提とするものではなく、認定地域クラブ指導者としての希望者が任意で関与できる選択肢として検討しているものです。学校全体としての負担軽減と矛盾するものではないと考えます。</p> <p>② 地域クラブ活動に教職員が兼職・兼業として携わる場合の報酬は、教職員としての本務による校務分掌や業務命令に基づく勤務とは区別されるものです。したがって、教職調整額（いわゆる教職員の「教職調整手当」）の趣旨を損なうものではありません。</p> <p>また、地域クラブにおける保護者負担については、団体が、その実施内容・運営形態に応じて適切に設定するものであり、学校教育活動とは区別されます。「法令趣旨の逸脱」や「教育の機会均等を歪めるおそれ」が生じるものではありませんが、地域クラブ活動の適正な運営と負担の公平性の確保に努めてまいります。地域クラブにおける指導者報酬費は、クラブ運営費の一部として整理される見込みです。参加費の在り方については、過度な負担とならないようにします。</p> <p>③ 本取組は、学校が担ってきた業務の一部を地域と連携して担うことで、教員が本来の教育活動に専念できる環境整備を進めるものであり、「行政が負うべき人件費と責任を市民に転嫁する」といった目的はありません。行政としても、地域クラブ活動の運営が適切に行われるよう、必要な支援を継続してまいります。</p>	<p>3</p> <p>3</p> <p>3</p>
8	<p>【教育行政のガバナンス不全、および「受益者負担」の美名による無責任な責任転嫁について】</p> <p>本方針案において、あたかも当然の前提として「受益者負担」なる言葉が多用されている</p>		

	<p>事態は極めて不自然であり、行政の傲慢である。教職員の多忙（P2）を理由に地域移行を正当化し、その運営コストを安易に市民へ押し付ける構造は、行政の管理不全による「ツケ」の転嫁に他ならない。教職員は入職時に部活動指導の位置付けを承知し、それを受け入れて職に就いたはずであり、行政側の「長年の不作為」を市民の金銭負担で解決しようとする論理は、こじつけが甚だしい。</p> <p>①令和2年の「業務改革プラン」等が機能せず、教職員の多忙を放置し続けたのは、富士市教育委員会の管理能力不足、すなわちガバナンスの失敗である。</p> <p>②教育環境の整備は本来行政の責務である。自らの人事・労務管理の失敗を棚に上げ、十分な公費投入の議論もないまま「受益者負担」という言葉を氾濫させ、市民を「最後の支払者」として利用する論理は、不自然かつ不当である。</p> <p>③行政組織としての無策を棚に上げ、市民を「最後の支払者」として利用する論理は、誠実な行政運営とは程遠く、極めてふがいない転嫁である。ついては、以下の点を要請する。</p> <p>ア. 本意見の趣旨を要約・簡略化することなく、提示された論点（法的位置付け・ガバナンス・受益者負担・認定制度の整合性）に正面から回答すること。</p> <p>イ. 回答に際しては、「今後検討する」「ご意見として承る」といった論点のすり替えや抽象化による整理を行わず、本意見が指摘する具体的な制度上の問題点が、現行方針においてどのように整理されているのか、又は整理されていないのかを明示すること。</p> <p>ウ. 本基本方針（案）が前提としている政策判断（誰が責任を負い、誰が費用を負担するのか）について、行政としての明確な見解を示すこと。</p> <p>エ. 本意見は、方針決定後の運用段階ではなく、方針決定前の現段階においてこそ説明されるべき政策論点であり、これを要約処理によって曖昧化することは、市民意見募集制度の趣旨に反するものとする。</p>	<p>① 教職員の長時間勤務は本市に限らず全国的な課題であり、国の働き方改革の方針を踏まえ、勤怠カードによる管理、業務の精選など、これまで業務改善の取組を進めてきました。今回の地域移行は、これまでの枠組みでは対応が困難であることから、教職員が持続可能な活動環境を整備するための制度転換として位置付けています。</p> <p>② 地域クラブは学校教育とは異なる枠組みで運営される活動であり、学校外のスポーツ・文化芸術活動と同様、一定の受益者負担が生じるものとして整理しています。行政の負担を市民へ転嫁する趣旨ではなく、公費と私費の役割分担を明確にしながら、参加費が過度にならないよう支援の在り方を検討していきます。</p> <p>地域クラブにおける指導者報酬は、クラブ運営費の一部として整理される見込みです。参加費の在り方については、過度な負担とならないよう、認定基準において明記する予定です。</p> <p>③ 御指摘いただいた内容である法的位置付け、ガバナンス、受益者負担、認定制度との整合性については、基本方針段階で方向性を示しており、具体的な制度設計は今後の認定要件策定の中で整理を進めていきます。現時点で全てが確定しているわけではありませんが、基本方針策定後も情報を丁寧に公表しながら制度設計を行っていきます。</p>	<p>3</p> <p>3</p> <p>3</p>
9	<p>【認定制度における「教育の一環」の担保範囲の限定性と論理的破綻について】</p> <p>本方針案は、教育委員会が認定した団体のみを「教育の一環」の受け皿とする一方で、生徒が実際に入会しようとする多様な地域クラブ（既存の民間クラブ等）全てにその基準が及ばないことを容認しており、制度設計と</p>		

	<p>して完全に破綻している。</p> <p>①認定を受けた一部の団体のみに「教育的意義」を求め、それ以外の受け皿（民間への分散）については監督責任を負わないとする姿勢は、生徒の安全と教育の質を等しく保障すべき教育行政の責務を放棄している。</p> <p>②特定の連盟や団体のみを便宜的に認定する「みなし審査」が疑われる現状では、認定制度そのものがガバナンスとして機能していない。</p> <p>③全ての受け皿に対して、市が等しく「教育の質」を保証できないのであれば、本方針における「部活動の教育的意義の継続」という大義名分は消失する。</p> <p>ついては、以下の点を要請する。</p> <p>ア. 本意見の趣旨を要約・簡略化することなく、提示された論点（法的位置付け・ガバナンス・受益者負担・認定制度の整合性）に正面から回答すること。</p> <p>イ. 回答に際しては、「今後検討する」「ご意見として承る」といった論点のすり替えや抽象化による整理を行わず、本意見が指摘する具体的な制度上の問題点が、現行方針においてどのように整理されているのか、又は整理されていないのかを明示すること。</p> <p>ウ. 本基本方針（案）が前提としている政策判断（誰が責任を負い、誰が費用を負担するのか）について、行政としての明確な見解を示すこと。</p> <p>エ. 本意見は、方針決定後の運用段階ではなく、方針決定前の現段階においてこそ説明されるべき政策論点であり、これを要約処理によって曖昧化することは、市民意見募集制度の趣旨に反するものとする。</p>	<p>① 本市が認定する地域クラブは、学校部活動の代替として教育的意義を一定程度担保するための仕組みとして位置付けています。一方で、生徒が参加する可能性のある民間クラブ全てを同一の基準で認定・監督することについての制度はありません。そのため、教育委員会が一定の要件のもと認定する認定地域クラブと保護者が選択する民間の一般的な地域スポーツ・文化芸術活動を区別して整理しています。</p> <p>② 認定制度は、特定団体の便宜を図るものではなく、一定の安全基準や運営基準を満たす団体を透明な手続で認定する仕組みとして構築するものです。現時点では、認定基準の具体的内容は策定中であり、「みなし審査」に当たる仕組みではありません。</p> <p>③ 認定地域クラブのみを「部活動の代替」と位置付けるのは、学校教育意義や活動の質を担保するためです。一方、民間クラブを含めた地域全体の活動について、教育委員会が一律の基準で質の保証を行う仕組みは、制度上想定されていません。このため、認定地域クラブに関しては教育委員会が一定の質の担保を行い、それ以外の民間活動については、一般的な地域活動として保護者の判断に委ねる整理としています。</p> <p>認定基準、安全基準、費用の考え方等の詳細については、方針決定後に策定する認定基準において整理していきます。</p>	<p>3</p> <p>3</p> <p>3</p>
10	<p>【「庁内審議（＝部長会議）」への従属と教育委員会の独立性について】</p> <p>本方針に関するパブリック・コメントの結果公表および個別回答の予定時期について照会したところ、教育委員会より「全ての【庁内審議】終了後に実施する」とのご回答がありました。</p> <p>さらに、「パブリック・コメント制度における【庁内審議】は部長会議と定められている」との説明が示されています。</p> <p>しかしながら、富士市パブリック・コメント制度実施要綱には、『庁内審議＝部長会議』とする規定は存在しません。</p> <p>第6回協議会議事録では、協議会終了後に「議</p>	<p>富士市パブリック・コメント制度実施要綱では、「庁内審議」を具体的に部長会議と明記しているわけではありませんが、方針案等に寄せられた意見の反映可否や文言修正の必要性について、最終的に市としての整理を行うに当たり、部長会議を庁内の正式協議の場として運用しています。そのため、パブリック・コメントの結果報告及び反映方針についても、部長会議を経て市としての整理を行う運用としております。</p> <p>教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく独立した機関であり、最終的な方針の決定は教育委員会会議において行いますが、市のパブリック・コメント制</p>	3

	<p>会への説明および部長会議」を経てパブリック・コメントを実施し、その後、意見の反映可否を「庁内で決定」として明確に説明されています。</p> <p>教育委員会が「庁内審議＝部長会議」と位置付けている以上、本方針に関する意思決定および市民対応は、部長会議および議会説明に制度上従属していると解さざるを得ません。これは、政策内容の是非以前に、教育委員会が独立した合議制機関として意思決定しているのかという根本的問題です。本件は制度確認に関する意見であり、この従属関係をどのように正当化・整理しているのかについて、明確な説明を求めます。</p>	<p>度の詳細な運用を定めるマニュアルにおいては、部長会議で報告及び承諾を得ることが定められています。</p>	
11	<p>【基本方針（案）における給与原資および負担構造の整理不足について】</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 本基本方針では、学校側の対象を一括して『教職員』と記載している。</li> <li>* しかし、【教員は静岡県費職員】、【教員以外の教職員は富士市職員】であり、給与の源泉は法令上明確に異なる。</li> <li>* にもかかわらず、この「税金の財布の違い」は、本基本方針に明記されていない。</li> <li>* 教員については、給特法に基づく調整額「10%の引上げ」が法令上確定しており、時間外勤務を前提とした「公的補填」が既に制度化されている。</li> <li>* その一方で、本基本方針では、地域クラブ活動に関して別途「報酬」が想定されている。</li> <li>* 教員以外の教職員については、『時間外勤務手当や休日勤務手当の対象』となり得るにもかかわらず、本基本方針では、これに加えて「報酬」が明記されている。</li> <li>* 以上を総合すると、本基本方針は、給与原資の異なる制度を整理しないまま、複数の公費および報酬を併存させる構造となっている。</li> <li>* さらに、『その報酬の原資』は、最終的に『保護者負担』とされており、『保護者』が制度上の『調整弁』として明確に位置づけられている。</li> </ul> <p>【質問】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. このような給与原資・負担構造について、市民が理解・検証できるだけの説明が、本基本方針に記載されているとお考えですか。</li> <li>2. また、「教職員」と一括して記載した理由と、そのことによって生じる制度的影響を、どのように整理していますか。</li> </ol>	<p>1 本基本方針（案）は、地域移行に向けた全体方針を示すものであり、そのため、教員（県費負担）と市職員としての教職員（市費負担）との給与資金の違い、また地域クラブにおける報酬の扱いなどについて、本方針内で詳細に記載しているわけではありません。今後策定する認定基準の中で、制度としての</p>	3

		<p>整合性が確保され整理できるよう検討しています。</p> <p>2 本方針案では、地域クラブ活動に関わる可能性のある人員を大枠として示す目的から「教職員」という用語を用いています。今後、教職員が兼職兼業について教育委員会から許可を受け、又は教育委員会への届出を行うことにより、地域クラブで指導し、報酬を受けることは制度上可能と整理しています。</p>	3
12	<p>部活動を廃止された子の保護者です。ソフトテニス部は廃部になり、活動場所を失いました。その後は続けたい2年生3名と1年生3名でテニスコートを自費で借りて今まで練習を存続させてきました。自治体として受け皿がない状態で明確な理由もなく活動の場を失った子供達とその現在の環境の実情について発言したいと思います。</p> <p>現在の活動状況としては平日に2日、土曜日に3時間練習を行っています。平日は夜間で19時～21時市立テニスコートを自費(1人1回300～400円前後)で借りて送迎は各家庭で都合がつかない子は片道30分かけて徒歩で通っています。当活動の責任者は週2日、この練習のために仕事の都合をつけて帰宅し練習に参加しています。土曜日はコートを(利用の届け出の手続きを経て)借りて練習をしています。当初は荒れ果てたコートを夏の暑い中ならして土を入れ全員で整備しました。それでもコートはボコボコでラインもほとんどが朽ち果てています。練習球も自費購入しています。練習をするにはたくさん必要になりますので計3ダース、責任者の自費で購入しました。それでも十分に足りない時もあります。球が少なくても効率の良い練習を試行錯誤しています。責任者は指導経験も競技経験も元々全くない素人です。手探りでの練習です。</p> <p>そんな環境でも子供達は楽しそうに練習に励んでいます。活動が学校から離れた以上、市の大会や協会主催の公式な大会にはクラブ登録しない限り出られません。他校との練習試合も現状できません。モチベーションの維持が難しい中でもソフトテニスが好きで練習を続けたいのです。今は6人で活動が続けられていますが、現2年生が3年生になって練習に来られない時期に入った時、現1年生3人の活動が危うくなってしまうという</p>	<p>活動場所の確保や指導者不在の状況、参加費や備品の自費負担、生徒の大会参加の制約など、現在の活動環境には多くのご苦労があることを認識しました。</p> <p>現在、本市全体で部活動の地域移行に向けた受け皿づくりを進めており、各競技の地域クラブ化について、関係団体や学校と調整を行っています。</p> <p>地域移行後は、認定地域クラブとしての活動や、外部団体との連携により、大会参加や練習試合の機会を確保できるよう制度設計を進めています。ソフトテニスについても、受け皿団体の状況や必要な支援内容を把握しながら、子どもたちが継続して活動できる環境づくりを検討してまいります。</p> <p>今回お寄せいただいた、生徒の現在の困難な状況や保護者の負担実態は、地域移行の議論において大変重要な視点であると受け止めています。今後の制度設計や協議会での検討の際には、いただいた内容を踏まえ、生徒が安心して活動が続けられる環境づくりに努めてまいります。</p>	3

	<p>現実にも今後直面します。</p> <p>なぜこんなにやる気のある子達の活動が制限されて行き場すらなくなる可能性が出てしまうのかという疑問に私自身何度も駆られます。地域移行の情報の中でもソフトテニスの今後については市民レベルには全く聞こえてきません。</p> <p>早急にこの子達を含めて全中学生が活動場所を確保されるよう進めていただきたいです。廃部だからといってこれまで頑張ってきた競技を簡単に変えたりやめたりはできないのです。真剣に競技に取り組んでいる子供達がいる現状を知っていただき、今後の地域移行の折には十分に議論に加えていただきたく1保護者として声を上げずにはられません。</p>		
13	<p>【中学校部活動地域移行に関する基本方針（案）における受益者負担構造および子どものセグメント化・スティグマ発生について】</p> <p>本基本方針（案）は「方向性を示す文書」とされていますが、実態としては、制度上は教育課外に位置付けられながらも、教職員と生徒、現場の不断の努力によって「学校教育との連続性」を維持してきた中学校部活動を、地域クラブという民間的枠組みに委ねる構造転換を既定路線とする内容です。その結果として必然的に生じる経済的負担、参加機会の分断、子どもへの影響について、市民が具体的に理解できる説明は、ほとんど示されていません。</p> <p>本方針では「地域連携」「地域展開」「認定制度」といった表現が用いられ、あたかも教育の一環として部活動が継続されるかのような印象が与えられています。しかし、指導主体は教職員ではなくなり、活動の実施および継続は学校管理下を離れ、費用や運営は地域クラブに委ねられます。これは実質的に「部活動」から「お稽古事」への移行であり、現在部活動に勤しんでいる子どもたちの現実や教育的文脈を正面から扱っているとは言えません。「認定制度」が強調されていたとしても、管理主体が移行する以上、運用段階において本方針が掲げる諸要素が担保されないことへの懸念は拭えません。</p> <p>さらに問題なのは、地域移行後も「教育の一環」という表現を用い続けながら、その実、経済的・時間的条件によって参加可能な子どもとそうでない子どもを制度的に区別する構造が内在している点です。学校部活動とし</p>	<p>地域移行に伴う費用負担、参加機会、認定制度、家庭状況への配慮など、多岐にわたる重要な御指摘として受け止めています。</p> <p>認定地域クラブは学校部活動と同一の枠組みではありませんが、教育的意義を一定程度担保できるよう、認定制度を設ける方針としています。学校の管理下で行われる活動とは異なるため、行政が全ての地域クラブの活動内容・費用・運営に直接関与する仕組みではなく、教育委員会が一定の質を担保する認定地域クラブと、地域活動として保護者の判断に委ねるいわゆる民間クラブとを区分する形となっています。</p> <p>参加費を「低廉」とする具体的な水準は、本方針案では確定しておらず、地域クラブごとの活動実態によって異なることが想定されます。費用の決定権は各認定地域クラブにあります。参加費が過度な負担とならないよう、公的支援の在り方や認定基準の中で一定の方針を定める方向で検討しています。</p> <p>生活困窮家庭への配慮は必要であり、具体的な支援方法は、教育委員会において整理していく必要があると考えています。個々の家庭の経済状況に関わることであるため、今後の制度設計の中で慎重に検討していきます。</p> <p>地域移行により、家庭の状況によって参加しづらくなる懸念があることは認識しています。可能な限り多くの生徒が活動に参加できるよう、受け皿づくりや支援のあり方について検討を進めてまいります。</p>	3

て実施されていた段階では、少なくとも学校という枠組みの中で参加機会の平等性が担保されてきましたが、地域移行後は、参加費、用具費、移動、保護者の送迎や拘束時間といった要素が参加可否を左右します。これは教育の名を借りながら、市民や子どもを条件によって選別する仕組みであり、教育行政として極めて慎重であるべき問題です。

また、本方針では「低廉な参加費」「生活困窮家庭への配慮」といった文言が示されていますが、費用設定や減免の判断はすべて運営団体である地域クラブに委ねられています。保護者は完全なプライステイカーであり、教育委員会は費用決定権を持ちません。この構造において「低廉」と表現すること自体、制度的裏付けを欠いたまま、費用負担に関する責任を運営主体と家庭側に転嫁していると言わざるを得ません。

そもそも、感覚的・抽象的な「低廉」という表現を用いるのではなく、方向性を示す文書であるからこそ、どのような前提・水準をもって「低廉」とするのか、その根拠を具体的に示すべきであると考えます。

さらに、本方針には「運営団体は、生活困窮家庭に対し、必要な対策を講じる」と記載されていますが、どのような手段で生活困窮家庭を把握するのかについては一切示されていません。運用段階では自己申告以外に現実的な方法はなく、昨日まで本件と無縁であった地域クラブ側が、子どもや家庭の経済状況を知る立場に置かれることとなります。

これは支援の名の下に、困窮を名乗り出ることを子どもや家庭に求める制度であり、ステイグマ（負の烙印）を制度的に生み出す構造を内包しています。

この制度設計のもとでは、経済的・時間的余裕のある家庭の子どもと、参加したくても断念せざるを得ない子どもが分断されることは不可避です。これは「選択の自由」の問題ではなく、方針そのものが生み出す必然的帰結です。

加えて、協議会議事録では、パブリック・コメント後の意見反映可否を庁内で判断し、その結果を事後的に報告するスケジュールが示されています。

一度方針が決定されれば、その後の運用は行政裁量に委ねられ、市民が関与・修正する余地は極めて限定的です。

本基本方針は、単なる理念提示ではなく、子どもの活動機会や家庭環境に直接影響を及

	<p>ぼす出発点となる文書です。「方向性だから示さない」のではなく、方向性であるからこそ、誰が・どのような条件で排除され得るのかを含め、負担・分断・影響の輪郭を市民と共有する責任があると考えます。</p> <p>以上、市民として本方針の再考を強く求めます。</p>		
14	<p>【制度設計および負担構造に関する根本的検討の要請】</p> <p>1. 「切り離さない」制度設計の不合理性 本方針（案）では、中学校部活動を学校教育から切り離すとしながらも、教育委員会は管理関与を維持し、「完全な切り離し」を行わない姿勢を明確にしている。 この中途半端な位置付けは、教育的合理性の問題ではなく、『権限と予算を手放さないための選択』と評価せざるを得ない。 制度上は教育課外活動としながら、運営・認定・関与を継続する構造は、責任の所在を曖昧にし、結果として市民・保護者に不利益を転嫁する温床となる。</p> <p>2. 教職員兼職兼業スキームと「予算の自己循環」 本方針（案）に示されている教職員の兼職兼業承認と、地域クラブ活動への予算措置の組み合わせは、教職員の働き方改革とは名ばかりであり、実態としては『教職員の報酬機会を公費で確保する仕組み』である。 それは改革ではなく『税金を用いて兼職兼業機会を制度的に確保する構造、すなわち予算の身内循環』と読み取れる。少子化が進行し『税の減収が避けられない局面』において、本来なされるべきは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 事業規模の縮小</li> <li>* 公的関与の整理</li> <li>* 民間自走への明確な移行</li> </ul> <p>であるはずである。（部活動を切り離す時点で、制度上は完全な教育課外化である。にもかかわらず、「認定制度」により教育的担保を掲げている点は形骸的に映る。予算投入を前提とすることで説明が成立しているに過ぎず、結果として教育委員会による既存関与の維持を合理化しているように読み取れる。）しかし本方針（案）は、そのいずれも選択していない。</p> <p>3. 保護者の財布と時間を「前提条件」とする制度設計 本方針（案）では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 会費負担</li> </ul>	<p>1 地域移行は、学校部活動の全ての機能を民間に委ねるものではなく、生徒の安全確保や教育的観点について一定の関与を残す必要があると判断しています。そのため、学校教育とは異なる枠組みに移しつつも、行政として必要な基準設定や認定・支援を行う仕組みとして整理しています。これは、生徒の活動環境を急激に変化させないための政策として位置付けています。</p> <p>2 教職員の兼職兼業は、希望者が任意で関与できる選択肢として検討しているものであり、公費を用いて兼職機会を確保することを目的としたものではありません。地域クラブの運営経費や支援内容については、過度な公費負担や不適切な報酬構造が生じないように制度設計を進めています。</p> <p>3 地域クラブが学校外活動として位置付けられることにより、一定の参加費や送迎等が必要となることは認識しています。一方で、可能な限り多くの生徒が参加しやすい環境となるよう、活動場所の確保、支援制度の検討、認定基準など、行政として対応できる部分を整理しているところです。受益者負担のあり方については、今後検討していきます。 地域移行は、少子化に伴う学校規模の変化、生徒の継続的な活動機会の確保、教職員の働き方改革など、複合的な課題への対応として国全体で進められているものです。 本市としても、生徒にとって安全で継続可能な活動環境を維持するために体制を整備していきます。</p>	<p>3</p> <p>3</p> <p>3</p>

	<p>* 新規に用具費用等の負担  * 送迎負担  * 活動調整に伴う時間的拘束  が当然の前提として組み込まれている。  つまり本方針は『保護者の財布と時間を、制度成立の前提条件として消費する設計』である。制度上は完全なる教育課外活動であるにもかかわらず、「教育の一環」であることを過度に強調することで、市民が経済的負担・時間的負担を本来どのように受け止めるべきかという認識を、結果として曖昧にしている。  教育政策である以上、「誰が、どこまで、何を負担するのか」を明示しない制度は、政策ではなく責任転嫁である。  4. 総括：これは教育改革ではなく、組織防衛行動ではないか  以上を踏まえると、本方針（案）は、  * 少子化  * 税の減収  * 教職員数および予算規模の将来的縮小という現実と向き合った結果ではない。むしろ、その現実から意図的に市民目線を逸らし、既存の予算・報酬・権限構造を可能な限り温存するための『組織防衛行動として理解するほうが整合的』である。本意見は、制度の細部修正を求めるものではない。市民・保護者を無自覚の財源および労働力として組み込む設計そのものについて『抜本的な再検討を強く求める』ものである。  以上。</p>	<p>4 基本方針では、まず部活動地域移行の方向性や制度の枠組みを示しています。なお、市民・保護者に過度な負担が生じないことは制度設計の大前提であり、その点は今後の制度設計の中で重視して検討を進めていきます。</p>	<p>3</p>
<p>15</p>	<p>1 部活動に加入した理由の 40%をしめる「友達と一緒にできるから」という回答に有るように、校区内でできる事の重要性を考えると現状の地域移行の傾向として、学区外で保護者の協力（送迎・参加費等）を得られる世帯のみに制限されているように見受けられます。  校区内で行える為に、又、部活動にやりがいを感じている教職員の為にも勤務時間の改善（2交代制等 他地域の事例の取り入れ等）を希望します。  2 学校で行う際の顧問制度をやめて欲しいです。  現状専門性にかかる顧問教師が行っている事がある事からも最低限必要とされている安全対策講座等受けた上で外部コーチ以外だけでなく管理面でも地域の方の受け入れ</p>	<p>1 地域移行においては、生徒が無理なく参加できるように活動場所を確保することが重要と認識しています。現時点でも、学校施設や関係団体との調整を行いながら、継続して活動できるよう検討を進めています。送迎負担や参加費が過度とならないよう、受け皿づくりの段階で引き続き調整してまいります。また、勤務体制の工夫についても、他地域の事例を参考にし、検討していきます。しかしながら、人員配置や学校運営の都合もあるため、一律の導入には慎重な検討が必要と考えています。  2 専門性や安全面の確保は重要であり、外部指導者の活用や地域人材の参加を広げることとは有効な手段と考えています。  認定後は、安全対策を含めた指導者研修会や最低限の運営マニュアルの整備など、各団体での体制づくりを促すことを認定制度等に反</p>	<p>3  3</p>

	やシルバー人材派遣等（最低限のマニュアル作り必須）検討ができる制度の改善検討を希望します。	映する方向で検討しています。シルバー人材センター等の活用可能性についても、関係機関と連携しながら検討を進めてまいります。	
16	<p>運営団体（当面は富士市教育委員会）が実施主体を認定する仕組みとなっている。団体の認定に係る基準については、運営団体が別に定めると記載されている。</p> <p>1. ここで言う「団体」とは実施主体の事を指すのか。</p> <p>2. 運営団体が「認定基準を別に定める」とはどのような意味か。</p> <p>3. 運営団体が民間となる事はあり得ないのか。民間が担った場合、現在の公教育の「部活動の教育的意義」が担保される根拠が基本方針には明示されていないが、どのような仕組みで担保されるのか。</p> <p>4. 実施主体が、仮に野球連盟のように加盟チームが複数ある場合、各加盟チームは野球連盟と同じ「認定要件」を具備するのか。審査実施主体は富士市教育委員会か。</p> <p>5. そうでない場合「部活動の教育的意義」が必ず担保される根拠が無くなるが如何か。</p>	<p>1 本方針案における「団体」は、地域クラブの運営を実施する主体を指しています。したがって、地域クラブとして活動する実施主体そのものを「団体」と表現しています。</p> <p>2 認定基準は、基本方針とは別に教育委員会が具体的な基準（安全管理、人員配置、活動時間、運営体制等）を作成するという意味です。</p> <p>3 運営団体が民間団体となることも考えられます。教育的意義の担保については、運営団体が民間であっても、認定基準に基づき審査・認定を行うことで、一定の教育的観点、安全性、適切な運営が確保される仕組みとなります。</p> <p>4 加盟チームが複数ある場合でも、地域クラブとして活動する各チームが、認定基準に沿って要件を満たす必要があります。認定審査は富士市教育委員会が実施します。</p> <p>5 教育的意義は認定クラブとして位置付ける場合に担保されるものであり、認定を受けない一般の民間活動については、学校部活動に代わる活動としての位置付けにはなりません。</p>	3 3 3 3 3
17	<p>1. 地域移行後の大会の扱いや、登録などの方針がわからないので、部活やクラブチームをどうやって選択すれば良いかわからない。決まったことは、早めに公表してほしい。また、地域クラブの活動内容に関する情報に誰でもアクセスできるようまとめサイトを作成するなど、情報の一元化をお願いしたい。</p> <p>2. 保護者の送迎ができない子どもは活動の選択肢が狭まってしまう。家庭環境などのバックグラウンドで選択肢に格差が広がることを懸念している。公共交通でアクセスできる場所で活動したり、循環バスを走らせるなど子ども自身で活動場所にアクセスできるよう工夫や配慮をお願いします。</p>	<p>1 各種・活動団体や活動内容等については随時公表し、生徒の希望によって活動を選択できるようにしていきます。また、決定事項についてはウェブサイト等で誰もが閲覧できるよう掲載していきます。</p> <p>2 学校施設の有効利用や公共交通でアクセスしやすい施設の活用など、子どもたちが通いやすい環境づくりについて引き続き検討してまいります。また、移動手段の確保についても、可能な方策を関係機関と協議してまいります。</p>	3 3

	<p>3. 今までの運動や文化活動以外に地域の特性や企業、資源、文化を活かした活動などができると良いと思う。</p> <p>4. 部活は、技能の他、チームワークや体力作り、生涯の友だちとの出会いなどを得られる貴重な場だと思う。最近、放課後はスマホやゲームに費やす子も多いと聞くと、学校の授業とは、また違う学びを得られると思うので子どもたちにとって魅力的な活動や場が増えることを期待しています。</p> <p>5. どんな指導をできる人がいるのか、指導者のデータベースを作成しても良いと思う。本人が安心して参加できて、保護者も安心して子どもを任せられるよう情報収集できる体制が整うと良い。指導者のやりがい搾取にならないような行政のサポートも検討をお願いします。学校と地域と行政、子ども達とが対話しながら、ベストな方法を構築していけると良いと思います。</p>	<p>3. 地域の特性や企業、文化資源を活かした多様な活動を取り入れることは、地域移行の大きな可能性の一つであると認識しております。今後、地域団体や企業、文化施設などとの連携を進め、従来のスポーツ・文化芸術活動に加えて、モデル事業で実施しています和太鼓など、地域ならではの学びや体験が提供できるよう検討してまいります。</p> <p>4. 部活動が技能の向上だけでなく、チームワークや体力づくり、仲間との関係づくりなど、学校生活において大切な役割を果たしてきたことは、十分に認識しております。地域移行後も、子どもたちが授業とは異なる学びや体験を得られる魅力的な活動の場を確保できるよう、地域団体や関係機関と連携しながら取り組んでまいります。また、多様な活動を選択できる環境づくりを進めることで、放課後の充実にもつなげたいと考えております。</p> <p>5. 指導者の情報を把握・共有しデータベース化するサポーター制度を検討し準備を進めているところです。子どもが安心して参加でき、保護者も信頼して任せられる環境づくりを関係機関と協議を進めてまいります。また、指導者の負担が過度にならないよう、サポート体制のあり方についても、引き続き検討してまいります。</p>	<p>3</p> <p>3</p> <p>2</p>
--	--	--	----------------------------